

山口労発基0226第15号
令和8年2月26日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局長
(公印省略)

皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第113号。以下「改正省令」という。）により、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等は、労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの（令和7年厚生労働省告示第301号、以下「皮膚等障害告示」という。）に規定されたところです。

これらの改正省令及び皮膚等障害告示の内容については、別添のとおりですので、傘下会員事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

